

民衆の負担 P.43~;『ゼミナール』P.11

班田収授法 [P.43L.1~]

☆「公地公民制」がとられたため、農民には一定の年齢に達したら田を与え、死後に没収をするという規定がもうけられた。この規定を1 \_\_\_\_\_ という。これらは、6年ごとに作成される2 \_\_\_\_\_ に基づいて行われた。

Q1. 何歳以上のものに田が与えられたか? A. 3 \_\_\_\_\_ 歳以上

Q2. このようにして班給された田を何というか? A. 4 \_\_\_\_\_

Q3. 与えられた面積はどのくらいか? [P.43②] [参考] 1段は約31.5m四方=990㎡

【良民男子】 \_\_\_\_\_ 段 【良民女子】 \_\_\_\_\_ 段 = \_\_\_\_\_ 段 \_\_\_\_\_ 歩

【官有賤民】 \_\_\_\_\_ 【私有賤民】 \_\_\_\_\_

※賤民は官有賤民三種、私有賤民二種の計五種 (= 「5 \_\_\_\_\_」) [図表P.67②]

このあたりのしくみは中学校でも同様に教科書で説明されていますので、思い出しやす、かしらね。教科書P43L.1~L.7をまずよく読んでみましょう。記憶がよみかたで穴埋めも調子よくできるといいですね。

賤民のところは教科書だけでは確信をもらえないかもいいですね。そのおなじみ図P67②とあわせてみましょう。

空欄に入る語句もここからさがしてみよう。

租税のしくみ [図表P.67①]

1. 土地にかかる税 = 性別・身分による免除はなし

\* 6 \_\_\_\_\_ … 1段につき稲 \_\_\_\_\_ 束 \_\_\_\_\_ 把で収穫の約 \_\_\_\_\_ %、地方に納める。

※この場合の「地方」とは具体的には国司の勤める役所(「7 \_\_\_\_\_」)をさす。